



クリアランス制度PR用ベンチ（リサイクル製品）に関するお知らせ

原子力発電所の廃止措置や運転・補修に伴って発生するもののうち、「放射性物質として扱う必要のないもの」を、法令等で規定された手続きに基づき、資源としてリサイクル可能な有価物（スクラップ金属など）や一般の廃棄物として取扱えるようにすることを、「クリアランス」といいます。

海外では既に多くの国においてクリアランス制度が運用されており、我が国でも平成17年度に法令が改正され、クリアランス制度が導入されました。

クリアランスは、リサイクルを推進するものであり、地球環境への負荷低減、我が国が目指す循環型社会形成に寄与することから、当協会としても制度定着に向けた普及と理解促進活動に取り組んでいます。

その活動の一環として当協会は、クリアランス制度適用第1号である日本原子力発電（株）が東海発電所廃止措置で発生した鉄スクラップを原料に製造したPR用ベンチを購入し、事務所入口に設置しています。

なお、このクリアランス制度PR用ベンチは、会員の皆様が主催される各種イベントなどにご利用の要望がありましたら、貸出しすることとしておりますので、是非ともご活用下さい。

連絡先（貸出申込み等）：（社）日本原子力産業協会 総務部 電話：03-6812-7100



クリアランス制度PR用ベンチ 事務所設置風景

このベンチは“リサイクル”した金属を使用しています!!

このベンチ(金属部分)は、原子力発電所(東海発電所)を解体する時に発生した金属を“クリアランス”したあと、リサイクルしたものです。

《クリアランスとは》

原子力発電所の解体などで発生する金属やコンクリート等のうち、放射能レベルが自然放射線と比べて極めて低いものを放射性物質として扱わず、一般のリサイクル物や産業廃棄物と同じように再生利用又は処分することができるようにすることを“クリアランス”といいます。

このベンチに座り続けていても、
受ける放射線の量は、自然界の
変動レベルの 1/10 以下です。

《ベンチの原材料となった燃料取替機》

